



# 水道だより

NO.5  
平成24年  
(2012年)  
3月発行

給水人口：156,095人 給水戸数：61,342戸 (平成24年2月1日現在)

## 水道料金・水道加入金を改定します!!

～水道料金は平成24年6月検針分から  
水道加入金は平成24年4月1日から統一します～

日ごろより、水道事業に対するご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。水道料金・水道加入金の改定については、先に発行しております水道だよりや広報くきでお知らせしておりますが、改定の適用時期が近づきましたので、改めてお知らせいたします。

新たな水道料金の適用時期は、偶数月の検針の方は、平成24年6月検針分から、奇数月の検針の方は、平成24年7月検針分からとなります。また、新たな水道加入金の適用時期は、平成24年4月1日からとなります。

水道事業の本質となる安全・安心な水を安定して供給するため、今後も効率的な経営体制の確立を進めますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### ○ 新水道料金表

新水道料金は、下表の基本料金、水量料金に定めるところにより算定した額の合計額に、消費税等(5%)を加えた額となり、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、工事の仮設給水など臨時に使用する場合は、下表の臨時料金に定めるところにより算定した額に、消費税等(5%)を加えた額となります。

基本料金	
口径	金額(1ヶ月当たり)
13mm	910円
20mm	1,280円
25mm	4,900円
30mm	8,400円
40mm	16,320円
50mm	29,150円
75mm以上	77,000円

水量料金	
使用水量	1m <sup>3</sup> 当たりの金額(1ヶ月当たり)
10m <sup>3</sup> まで	60円
10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120円
20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	180円
30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	220円
50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	240円
100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	260円
500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	270円
1,000m <sup>3</sup> を超えた分	280円



マスコットキャラクター  
「みずばた」

臨時料金(工事の仮設給水など臨時に使用する場合)	
使用水量1m <sup>3</sup> につき	金額
	800円

### ○ 新水道加入金一覧表

給水装置の新設工事又は改造工事(水道メーターの口径を増す場合に限る。)の申込者が納入する水道加入金の額は、右表に定める額に消費税等(5%)を加えた額となります。

ただし、改造工事をする場合の水道加入金の額にあつては、申込みの水道メーターの口径に係る水道加入金の額と、申込み前の水道メーターの口径に係る水道加入金の額との差額となります。

水道加入金	
口径	金額
13mm	130,000円
20mm	350,000円
25mm	600,000円
30mm	930,000円
40mm	1,880,000円
50mm	3,220,000円
75mm	8,690,000円
100mm	17,830,000円

○ 新水道料金適用時期

新水道料金は、経過措置により、平成24年6月1日以降に検針する料金から適用となります。下表のように、偶数月の検針の方は平成24年6月検針分から、奇数月の検針の方は、平成24年7月検針分からとなります。



(偶数月)		(奇数月)	
平成24年4月検針分	旧料金	平成24年5月検針分	旧料金
平成24年6月検針分	新料金	平成24年7月検針分	新料金

○ 新水道料金計算方法

水道料金は、隔月（2ヶ月に1回）検針を実施し料金をいただいております。

水道料金を計算する場合には、検針した使用水量を1/2にして各1ヶ月当たりの使用水量を算出します。

この各1ヶ月当たりの使用水量に対し水道料金を計算します。

$$\text{① 1ヶ月分の水道料金} = (\text{基本料金} + \text{②水量料金}) \times \text{消費税等率} 105/100$$

- ① 1ヶ月分の水道料金において1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ② 水量料金は使用水量区分毎にそれぞれ積算していきます。
- \* 基本料金及び水量料金は1ページを参照してください。

最後に各1ヶ月当たりの料金を合計して2ヶ月分の料金となります。

○ 新水道料金計算例

**Q.** 6月検針分の使用水量が43m<sup>3</sup>、口径が20mmの場合の水道料金は？

**A.** この場合は、4月分と5月分の合計使用水量が43m<sup>3</sup>となり、次のような計算になります。

$$\begin{aligned} \text{◎各月の使用水量} \cdot 5\text{月分} &= 43 \times 1/2 = 21\text{m}^3 && \text{※ 1m}^3\text{未満切捨て} \\ \cdot 4\text{月分} &= 43 - 21 = 22\text{m}^3 \\ &\text{(検針水量)} && \text{(5月分)} \end{aligned}$$

◎各月の水道料金（水量料金は使用水量区分毎にそれぞれ積算する）

4月分（使用水量22m <sup>3</sup> ）			5月分（使用水量21m <sup>3</sup> ）		
基本料金		1,280円	基本料金		1,280円
水量料金	10m <sup>3</sup> × 60円	600円	水量料金	10m <sup>3</sup> × 60円	600円
	10m <sup>3</sup> × 120円	1,200円		10m <sup>3</sup> × 120円	1,200円
	2m <sup>3</sup> × 180円	360円		1m <sup>3</sup> × 180円	180円
	小計	3,440円		小計	3,260円
消費税等（5%）		172円	消費税等（5%）		163円
4月分 水道料金		3,612円	5月分 水道料金		3,423円

◎ 6月検針分水道料金 ・ 4月分 3,612円 + 5月分 3,423円 = 7,035円  
 ∴ 6月検針分水道料金は、7,035円となります。

\* 水量が同じ43m<sup>3</sup>、口径13mmの場合の水道料金は、上記の◎各月の水道料金の表の基本料金を13mmの910円に置き換えて計算していただくと、13mmの水道料金になります。

## ○ 新水道料金早見表

(2ヶ月計算・消費税等(5%)を含んだ金額です。)

(単位:円)

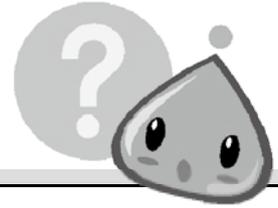
水量		口径別金額		水量		口径別金額		水量		口径別金額		水量		口径別金額	
㎥	13mm	20mm	㎥	13mm	20mm	㎥	13mm	20mm	㎥	13mm	20mm	㎥	13mm	20mm	
0	1,910	2,688													
1	1,973	2,751	51	7,769	8,547	101	18,962	19,740	151	31,562	32,340				
2	2,036	2,814	52	7,958	8,736	102	19,214	19,992	152	31,814	32,592				
3	2,099	2,877	53	8,147	8,925	103	19,466	20,244	153	32,066	32,844				
4	2,162	2,940	54	8,336	9,114	104	19,718	20,496	154	32,318	33,096				
5	2,225	3,003	55	8,525	9,303	105	19,970	20,748	155	32,570	33,348				
6	2,288	3,066	56	8,714	9,492	106	20,222	21,000	156	32,822	33,600				
7	2,351	3,129	57	8,903	9,681	107	20,474	21,252	157	33,074	33,852				
8	2,414	3,192	58	9,092	9,870	108	20,726	21,504	158	33,326	34,104				
9	2,477	3,255	59	9,281	10,059	109	20,978	21,756	159	33,578	34,356				
10	2,540	3,318	60	9,470	10,248	110	21,230	22,008	160	33,830	34,608				
11	2,603	3,381	61	9,701	10,479	111	21,482	22,260	161	34,082	34,860				
12	2,666	3,444	62	9,932	10,710	112	21,734	22,512	162	34,334	35,112				
13	2,729	3,507	63	10,163	10,941	113	21,986	22,764	163	34,586	35,364				
14	2,792	3,570	64	10,394	11,172	114	22,238	23,016	164	34,838	35,616				
15	2,855	3,633	65	10,625	11,403	115	22,490	23,268	165	35,090	35,868				
16	2,918	3,696	66	10,856	11,634	116	22,742	23,520	166	35,342	36,120				
17	2,981	3,759	67	11,087	11,865	117	22,994	23,772	167	35,594	36,372				
18	3,044	3,822	68	11,318	12,096	118	23,246	24,024	168	35,846	36,624				
19	3,107	3,885	69	11,549	12,327	119	23,498	24,276	169	36,098	36,876				
20	3,170	3,948	70	11,780	12,558	120	23,750	24,528	170	36,350	37,128				
21	3,296	4,074	71	12,011	12,789	121	24,002	24,780	171	36,602	37,380				
22	3,422	4,200	72	12,242	13,020	122	24,254	25,032	172	36,854	37,632				
23	3,548	4,326	73	12,473	13,251	123	24,506	25,284	173	37,106	37,884				
24	3,674	4,452	74	12,704	13,482	124	24,758	25,536	174	37,358	38,136				
25	3,800	4,578	75	12,935	13,713	125	25,010	25,788	175	37,610	38,388				
26	3,926	4,704	76	13,166	13,944	126	25,262	26,040	176	37,862	38,640				
27	4,052	4,830	77	13,397	14,175	127	25,514	26,292	177	38,114	38,892				
28	4,178	4,956	78	13,628	14,406	128	25,766	26,544	178	38,366	39,144				
29	4,304	5,082	79	13,859	14,637	129	26,018	26,796	179	38,618	39,396				
30	4,430	5,208	80	14,090	14,868	130	26,270	27,048	180	38,870	39,648				
31	4,556	5,334	81	14,321	15,099	131	26,522	27,300	181	39,122	39,900				
32	4,682	5,460	82	14,552	15,330	132	26,774	27,552	182	39,374	40,152				
33	4,808	5,586	83	14,783	15,561	133	27,026	27,804	183	39,626	40,404				
34	4,934	5,712	84	15,014	15,792	134	27,278	28,056	184	39,878	40,656				
35	5,060	5,838	85	15,245	16,023	135	27,530	28,308	185	40,130	40,908				
36	5,186	5,964	86	15,476	16,254	136	27,782	28,560	186	40,382	41,160				
37	5,312	6,090	87	15,707	16,485	137	28,034	28,812	187	40,634	41,412				
38	5,438	6,216	88	15,938	16,716	138	28,286	29,064	188	40,886	41,664				
39	5,564	6,342	89	16,169	16,947	139	28,538	29,316	189	41,138	41,916				
40	5,690	6,468	90	16,400	17,178	140	28,790	29,568	190	41,390	42,168				
41	5,879	6,657	91	16,631	17,409	141	29,042	29,820	191	41,642	42,420				
42	6,068	6,846	92	16,862	17,640	142	29,294	30,072	192	41,894	42,672				
43	6,257	7,035	93	17,093	17,871	143	29,546	30,324	193	42,146	42,924				
44	6,446	7,224	94	17,324	18,102	144	29,798	30,576	194	42,398	43,176				
45	6,635	7,413	95	17,555	18,333	145	30,050	30,828	195	42,650	43,428				
46	6,824	7,602	96	17,786	18,564	146	30,302	31,080	196	42,902	43,680				
47	7,013	7,791	97	18,017	18,795	147	30,554	31,332	197	43,154	43,932				
48	7,202	7,980	98	18,248	19,026	148	30,806	31,584	198	43,406	44,184				
49	7,391	8,169	99	18,479	19,257	149	31,058	31,836	199	43,658	44,436				
50	7,580	8,358	100	18,710	19,488	150	31,310	32,088	200	43,910	44,688				

◎ すべての口径の新水道料金早見表につきましては、市ホームページ(<http://www.city.kuki.lg.jp/>)に掲載してありますので、参考にしてください。

(HP:各課のページ→水道業務課→水道料金・水道加入金改定のお知らせ→4新水道料金、新水道料金早見表)  
詳しくは、水道業務課 料金・給水係へお問い合わせください。



## 料金改定に関する主な内容について、Q & A形式で紹介します。



### Q なぜ、水道料金を改定するのですか？

A 平成22年3月23日に、旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷲宮町の合併により久喜市が誕生しました。久喜市の水道料金については、体系・水準ともに旧1市3町のものを採用していますが、合併協定書において、合併後2年以内に再編することとされていたので、久喜市として望ましい料金の統一改定を行うものです。

### Q 水道料金は値上げになるのですか？

A 旧1市3町の水道料金の体系が異なるため、値上げとなる方と値下げとなる方がいらっしゃいますが、全体の平均改定率は、7.1%の値上げとなります。

### Q 水道料金体系はどうなりますか？

A 新しい水道料金体系は、口径別料金体系となります。現在使用している水道メーターの口径により、固定された基本料金と、実際に使用した水量から算出される水量料金の合算となります。

なお、栗橋地区については、現在、一般家庭や工場などの用途による用途別料金から口径別料金に変更となります。

### Q 何を基準に、水道料金を決めたの？

A 現在の久喜市の水道事業では、経年施設や石綿セメント管を含めた経年（老朽）管の計画的な更新、耐震化の推進を図る必要があるほか、合併後の市内全域について効率的な水運用を行うための配水ブロックの見直しや非常時のバックアップ機能の充実を図るための基幹管路の整備等、資金の増大が見込まれます。特に耐震性能が低い石綿セメント管については、平成22年度末における久喜市全体では、約16.3kmも埋設されているため、早急に布設替え工事を実施する必要があります。これら必要な事業を実施するには多額の費用が必要のため、今回の水道料金の改定となります。

### Q どのように決めたのですか？

A 平成22年7月23日に、市長から久喜市水道事業運営審議会に料金改定の諮問をしました。審議会では、その諮問を受けて、約1年間にわたり、9回の審議を重ね、平成23年7月7日に平均改定率7.1%値上げの答申をいただきました。市では、この答申を尊重し、平成23年9月市議会に水道料金の改定案を提案して、平成23年10月4日に可決されました。

### Q 経営効率化の努力はしないの？

A 合併後、職員数の削減などの経営効率化に取り組み、合計で約2億5千9百万円の削減効果を見込んでおります。削減効果見込額は、経営効率化を行わなかった場合との差額（平成24年度から平成26年度の3年分合計）を示しております。

### Q 市民税や、所得税を払っているのだから、水道料金は安くないの？

A 税金の納付によって水道料金が安くなることはありません。なぜなら、水道事業は、地方公営企業法で、【独立採算制】で運営しなければならないと定められています。つまり、税金等に頼らず、水道料金で事業を運営していかなければなりません。「久喜市の水道」は、皆さんの水道料金で成り立っています。

### Q 新しい水道料金だといくらになるのですか？

A 2ページの新水道料金計算例でご確認ください。また、水道メーターの口径が13mmと20mmの方は、3ページの新水道料金早見表を参考にしてください。

### Q いつから変わるのですか？

A 新水道料金は、経過措置により偶数月検針の方は、平成24年6月検針分から、奇数月検針の方は、平成24年7月検針分から適用となります。  
また、新水道加入金は、平成24年4月1日から適用となります。

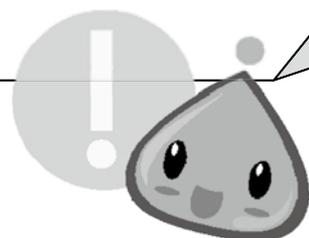
### Q 水道加入金とは？

A 水道加入金とは、給水を受ける権利です。

家を新築する方で、現在水道を使用しておらず新たに給水管を引き込む場合には、水道加入金の納付が必要となります。

また、現在使用されている水道メーターの口径を大きくするときにも、口径毎に水道加入金の差額が必要となります。

なお、今回の水道加入金の改定により、平成24年4月1日から、現在使用されている水道メーターの口径毎の水道加入金額についても、1ページの新水道加入金一覧表の金額となりますのでご注意ください。



# ○水道使用水量のお知らせ(検針票)の見方

水道使用水量のお知らせの表示内容が変更になります。(平成24年4月1日 変更予定)



水道  
久喜市 下水道 ご使用量(料)のお知らせ  
農業集落排水

お名前 久喜 みず坊 様

①	お客様番号	001-234567-008		
②	メーター番号	口径値	③支払方法	検針員
	2198765	20 mm	口座振替	〇〇 〇〇
	使用場所	久喜市鷺宮560 鷺宮浄水場		
④	検針年月	平成 24年 6月		
	使用期間	平成24年4月14日 ~ 24年6月13日 検針		
⑤	今回指針	2,012 m <sup>3</sup>	前回指針	1,988 m <sup>3</sup>
	取付指針	----- m <sup>3</sup>	取外指針	----- m <sup>3</sup>
⑥	水道使用水量	24 m <sup>3</sup>	水道料金	4,452 円
	汚水排出量	24 m <sup>3</sup>	下水道使用料	2,414 円
	使用人数	***** 人	農業集落排水使用料	***** 円
⑦	合計金額	6,866 円		
	内消費税相当額	327 円		
⑧	口座振替予定日	平成24年7月9日		

メモ

お問合せはお客様番号で  
連絡先 〒340-0295 久喜市鷺宮6丁目1番1号  
久喜市上下水道部水道業務課 TEL 0480-58-1111(代)

⑨	水道料金 久喜市下水道使用料 口座振替領収書 農業集落排水使用料			
⑩	検針年月	平成 24年 4月		
	使用期間	平成24年2月14日 ~ 24年4月13日 検針		
	水道使用水量	26 m <sup>3</sup>	水道料金	3,632 円
	汚水排出量	26 m <sup>3</sup>	下水道使用料	2,624 円
	使用人数	***** 人	農業集落排水使用料	***** 円
	合計金額	6,256 円		
	内消費税相当額	296 円		
領収年月日	平成24年5月8日			

上記料金を指定口座より領収しました。

久喜市水道事業企業出納員

公印

金額を訂正したものは無効です。

このお知らせは再生紙を使用しています。

- ① お客様からのお問い合わせにすばやく対応するため、水道事業が付与している番号です。
- ② お客様のお宅に設置されている水道メーターの番号と口径です。
- ③ お客様がご指定する、お支払方法です。
- ④ 検針にお伺いした年月です。使用期間は前回検針の翌日から、今回検針日となります。
- ⑤ 今回検針時に確認した水量と、前回検針時に確認した水量です。
- ⑥ 今回検針時に確認した、使用水量と請求額となります。  
汚水排出量および、使用人数については、未使用区域において、\*印が表記されます。

⑦ 水道料金と下水道使用料(農業集落排水使用料)の合計額であり、今回のご請求額となります。

⑧ 口座振替をご利用されている方についての、口座振替予定日です。  
納入通知書でお支払いいただいている方においては、\*印が表記されます。

※⑥～⑦の水道料金については、新水道料金での記載となります。

⑨ 納入通知書でお支払いいただいている方においては、\*印が表記されます。

⑩ 口座振替をご利用されている方について、前回の口座引落しの領収書です。汚水排出量および、使用人数については、未使用区域においては、\*印が表記されます。  
なお、納入通知書でお支払いいただいている方については、空欄となります。

※⑩の水道料金については、鷺宮地区における、現行料金での記載となります。

## ◆水道メーターの確認◆

(水道メーターの確認をしてください)

いつもと同じくらいしか水道を使用していないのに、普段より水道料金が高いなど感じたことはありませんか。そんな時は漏水の可能性があります。ここでは、簡単な漏水の確認方法をご紹介します。

### 漏水の確認方法

- ① 宅地内の蛇口をすべて止めます。
- ② トイレのタンク等へ水の補給をしていないか確認します。
- ③ 以上の確認が終わりましたら水道メーターを確認します。
- ④ 水道メーターのパイロット (写真参照) が回転していたら漏水の可能性があります。



【 水道メーター 】

※ 水道事業では検針の際、普段より使用水量が多い場合は、検針員がお客様にお知らせしております。

漏水の可能性が確認されたら、久喜市の水道指定給水装置工事事業者または水道業務課にご連絡ください。

なお、水道メーターから蛇口までの漏水修繕工事にかかる費用はお客様の負担になりますが、水道料金の一部を減額する制度が適用される場合がありますので、漏水修繕工事を行ったときにはすみやかに「水道料金減免申請書」を提出してください。(漏水修繕工事等については、久喜市の水道指定給水装置工事事業者に依頼してください。)



## ◆水道事業災害訓練実施◆

～災害時に備えて～



【 仮設水槽(キャンバス水槽)給水訓練 】

昨年は3月11日に発生した東日本大震災により東北地方を中心に未曾有の被害に見舞われ、改めて日ごろの備えと心構えが大切であることを再認識することになりました。

水道事業では、毎年災害訓練を実施しておりますが、今年度は平成23年11月26日に震度6強の地震発生を想定した災害訓練を実施して、各浄水施設や管路の点検及び耐震性貯水槽からの応急給水などを行いました。

災害発生時においても、市民の皆さんに安心して水道水をお使いいただけるよう、老朽管の布設替えや耐震性の高い水道管への切り替え工事を行うとともに、災害用備品の計画的な購入や緊急時の飲料水確保などの災害対策に努めてまいります。

# 水道の「開始・中止」のお届けはお早めに！

水道の使用を開始するとき、または中止するときは、早めの手続きをお願いします。使用開始は入居日が決まったとき、使用中止は5日前までにご連絡をお願いします。ご連絡がありませんと、後から入居したお客様にご迷惑をかけることになります。

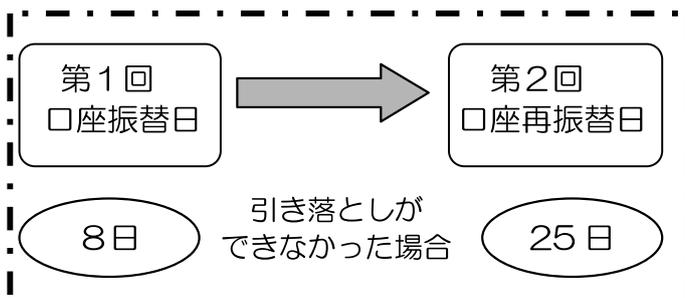
使用中止に伴う精算は、後日納付書を送付させていただくか、現金での支払いもできます。また、水道料金の口座振替を行っている方は、口座振替で精算できます。詳しくは、水道業務課までお問い合わせください。

## 水道料金のお支払いは便利な口座振替で！

便利でおすすめ！ ぜひ、ご利用ください！

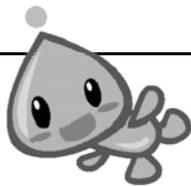
金融機関等の口座から自動的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料が支払えます。直接下記の金融機関等の窓口で、通帳・届出印・お客様番号（水栓番号）の分かるものをご持参のうえ、お申し込みください。

なお、口座振替は下図のとおり、検針月の翌月8日です。8日に引き落としができなかった場合には、同月25日と、計月2回行われます。



※水道料金は、コンビニエンスストア等でもお支払いいただけます。

口座振替取扱金融機関等一覧  
みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行  
埼玉りそな銀行 三菱東京UFJ銀行  
武蔵野銀行 東和銀行 栃木銀行  
埼玉縣信用金庫 川口信用金庫  
中央三井信託銀行 中央労働金庫  
南彩農業協同組合 埼玉みずほ農業協同組合（それぞれの各本支店）  
ゆうちょ銀行（東京都及び山梨県を含む関東各県所在の、ゆうちょ銀行・郵便局）



## 有料広告を募集しています！

《水道だより》 水道だよりは、年2回「広報くき」と同時に配布しますので、市内の約59,000戸に1度に配布できます。広告枠の大きさは約4cm×約9cmです。

《検針票》 水道の検針票の裏面を広告として利用することができます。検針票は、検針時に、市内の家庭・企業・商店など約66,300戸に配布されています。広告枠の大きさは約16cm×約7cmです。

※詳細については、水道業務課までお問い合わせください。

発行年月日 平成24年3月1日 編集・発行元 久喜市上下水道部水道業務課  
住 所 〒340-0295 久喜市鷺宮6丁目1番1号(鷺宮総合支所)  
TEL 0480-58-1111(代表) FAX 0480-58-1401  
Eメール [suido-gyomu@city.kuki.lg.jp](mailto:suido-gyomu@city.kuki.lg.jp)

この広報紙は62,000部作成し、1部当たりの単価は約8円です。